

フランスに於ける手形裏書の成立と推移

岡 本 善 八

- 一 手形裏書成立の前史
- 二 裏書の方式の推移
- 三 裏書の效果の推移

一

中世末期に於けるフランスの商事活動の様相は、既にイタリー及びオランダに於て隆盛を誇りつゝあつた商業資本が漸く十二世紀に於て典型的封建的社會構成を示すフランスに對して所謂《Renaissance de Commerce》の名の下に著しい進出を示す端緒的段階、更にこの國が十四・五世紀に涉る百年戰役に基く社會的混亂を媒介として絶對主義の段階に入るや重商主義政策による嚴格なる統制の下にいわば王庫えの奉仕の役割を強られる第二の段階、更に宗教戰爭を契機とする危機的狀態を経てジョン・ラスによる國立銀行制度の失敗により端的に表現せられるが如き重商主義の行き詰り、従つてその反作用としてのチュルゴの自由主義的施策の斷行而もその失脚後十數年後に招來する大革命による商業資本の決定的支配という最後の段階、これらの三つの展開段階をその基線として持つのであるが、商業證券法理の中核ともいふべき手形裏書の制度は恰も右の第二の段階と對應し

て次の如き序説的経過を辿る。^{註1}

ローマ・ゲルマンの兩法系を通じて古代法の性格の必然的歸結としての訴訟代理及び債權讓渡の禁止^{註2}が商業資本の流通を著しく疎害することは中世初期に於いて既に感ぜられるに至つたのであるが、その事はその起源に於て必ずしも商業取引に特有なものではなかつたが、商業の發達と共に著しくその使用度を増し第十三世紀に於て所謂流通性を備うるに至つた所持人證券の出現により一應の解決が與えられた感があつた。^{註3}然るにそれが精緻なる近代的法制度の一環としての地位を占めるためには、近代法理の基盤としてのローマ法思想による所持人證券の法的否定という再構成の過程を辿らざるを得なかつた。即ちローマ法理論は、所持人に要求するに名宛人或は第一次取得者が所持人に證券を授與した事實・或は當該權利を讓渡した事實・或は代理權授與の事實の立證を以てしたのであり、かくてフランスを、ついでドイツに浸透したロー法理論は十六世紀末より十七世紀初期にかけて所持人證券を單なる指名證券へと轉化せしめるに至つた。^{註4}

然しながら一見恰も壞滅的過程を辿りつゝも商事取引にとつて不可缺ともいふべき有價證券制度の再構成への試みは、ルネッサンス法學派の衰落と相俟つて先づ白地證書、更に純粹所持人證券の採用、より最後的には本來貨幣輸送に代うべき商業證券たりし爲替手形に對する流通性の付與等の諸制度を媒介として商事活動の發展に對應せる近代法理形成への経過を辿るのである。

先づ最初に注目さるべき『白地證書』(promesses en blanc, billets en blanc)^{註5}とは要するに白地署名ある無記名債權證書であり、これは既に十三世紀に於てイタリア・フランス・ドイツ・オランダ等に於てその慣行の證跡が存するとせられるが、特にフランスに於て注目せられるに至つたのは一六〇一年アンリ四世による利率引下げの勅令によつてである。然しながらそれは屢々濫用せられることにより生ずる危険の爲に、一六一一年六月七

日の判例及び一六二四年三月廿六日の判例に見る如く再三に涉つて禁止せられるに至り、更にその補代制度としての持参人式證券^{註6}も一六五〇年五月一六日のパリ高等法院の判決により禁止せられるに至つた。

こゝに於て金銭移送及び兩替をその本來的目的とする商業證券たる爲替手形が歴史的視野に入り込む^{註7}。然しながら十七・十八世紀に於ける爲替手形は裏書の發達に伴う複雑性をしばらく措くならば振出人 *Le Etreur* 對價を支拂い手形の振出を受けるもの *le donneur de valeur ou le preneur* 持参人 *le porteur* 支拂人 *le tire* の四當事者を手形關係として持つ初期的形態を依然として示しているが、その機能に於ては單なる兩替證券の段階から脱却していることは前述の経過より明らかである。然し今日この商業證券について認められる二つの機能即ち支拂手段的作用と信用付與的作用のうち當時に於て法が認めようとしたのは主として前者である^{註8}。然しながらその技術は若干の變化を示しその機能は次第に修正せられる。疑いもなく爲替手形は就中裏書の慣習が一般化した場合には資本の流通に役立ち貨幣的役割を果すに至る。それにも拘らず支拂手段的作用に重きを置かうとする理由としてはフランスの法理論の持つ特異的な性格^{註9}の外に次の如き歴史的事情が存する。先づ第一にそれが屢々高利貸付の脱法手段として用いられた事である。従つて教會法理による承認を受けるためには、實際取引に従事する者自身が爲替契約が貸付ではなくして移轉的送金的行爲であることを少くとも形式上は強調する必要があつたと同時に國家自身がその法理を維持することにより高利禁壓を意圖したことによる。隔地 *distancia loci* を爲替手形の必至的條件とすることが保守的なフランスに於て一八九四年迄持續せしめられたのはかくの如き事情に因る。更に一方に於てわ世俗的權力として國家が國際關係に於ける送金的作用を營むという點に於て爲替手形の發展に對して好意的であつたことが留意せられねばならない。即ち十八世紀に於ける政府の最大の關心は正貨輸出の抑壓であつたのであるが、外國人に對する支拂手段としての爲替手形は金銀流出を避けるための最適な存在であつ

たのでありこのようなマーカンチズムを背景としつゝ爲替手形わ個々の經濟的條件を契機として發展せしめられたのである。^{註10}

この爲替手形が既に當時の國民經濟の内部に於て果していた役割も亦無視すべきでわなないけれども、然しそれが現在に於ける最重要な機能である信用證券としての地位を占めるに至つたのわいうまでもなく裏書制度の發展によつてであつた。即ち『裏書の歴史は手形制度の發展史自體である』^{註11}とせられる所以である。かゝる意味に於て以下フランスの裏書制度成立に關する諸問題を Levy-Brühl 教授の勞作を媒介として考察したい。

註1 手形の歴史をその法技術的構造と經濟的機能の兩面より考察しようとする試みは上柳助教授「イギリス手形法成立史の概観」(法學論叢第五十七卷第一號)に於て既に意圖せられているように思われる。拙稿は比較的その事が容易であるフランスのアンシャン・レジームを考察の局面としたけれどもその對應關係を充分に明らかならしめることをよくし得なかつた。

註2 訴訟代理及び債權讓渡の禁止の所持人證券制度成立への關聯については平田央博士「有價證券法史論」昭和六年 p. 147 以下。フランスに於ては訴訟代理は第一四世紀に於て漸く一般的慣行となり一四八三年に於て特許狀を必要としなくなつた。債權讓渡についてはフランク及ドイツと異り認められていたようであるが北部フランスに於ては永らく反對が固執せられてゐる。

註3 所持人證券——それには選擇所持人式と純粹所持人式とが存する——は第一三世紀以後慣習法上現われた。所持人證券の訴訟代理及債權讓渡に對する有利性については J. Brissaud, A History of French Private Law 1912, p. 535. 平田博士 前掲 p. 178 以下。

之は被告の防禦義務を主眼點とするゲルマン訴訟法に對し、之に代つたローマ訴訟法理論が所持人證券の所持人が訴權を有するや否やを追求したことにその轉化の基本的な原因が存する。

フランスに於ける手形裏書の成立と推移

註4 なお中世フランスに於けるローマ法の浸透による證券法理の轉換期は Holdworth は第一四世紀末としている。(Holdworth, op. cit. p. 121)。

註5 白地證書の存在については大隅教授「手形裏書の史的概観」(法學論叢第二十四卷第三號 p. 30 以下)・平田博士前掲書 p. 192・納富氏『手形法に於ける基本理論』p. 58 等参照。禁止の法令に就ては、大隅教授は 1084, 1611, 1624, 1650, 1660, 1664^r 平田博士及び納富氏は 1604, 1611, 1624 を擧げられてゐる。こゝではタム Savary の Parere XXXVII de juillet 1682 (p. 272) に引用せられたものと Mareschal, Traité des changes et rechanges licites et illicites et moyens de pouvoir aux faudes des banqueroutes., Paris, pp. 51 et ss. の引用せるものを掲げたにすぎない。

この白地證書は單に資金の回轉を大ならしめるという機能と同時に兩替の假装の下に高利貸付の脱法手段として用いられたように思われる。Mareschal はこの實際的運用について次の如く述べてゐる。即ち△プロカは有名な商人或は同業者の、人が貸したいと思う額丈の證書をもたらす、然し債權者の名稱は記載していない。そしてその支拂地はアンヴェルスか或は戰爭中に或は戰爭自體・關稅の増加・取引稅の賦課により景氣は移つてゐるが、アムステルダムとせられるか、或は寧ろこのような證券はリオンその他の商業都市を屢、訪れる商人間の爲替手形の如く、四大定期市場であるリオンで支拂われるようになつてゐる。支拂時期及び場所がこのように定められ、且支拂地に於て拂われる利息であるが如く利息が定められるのは兩替の口實の下に高利を科するためである。然しながら實際は債權者も債務者も商人でも問屋でもなくその地に於て何ら取引を行つていないのである。而して債權者の名稱は書かれていないで白地のまゝにせられる、それは後に記入せられるのであり、そしてそれが收稅吏であれその他の匿名を欲する者であれ貸付をなすことを容易ならしめる△且つ又△白地證書に存する便宜性は、各種の人々がプロカ以外の人に知られることなくその金錢を處分することにある。而して火急に満期に先立つて金を入手する必要に迫られた場合には人は上述の證券を利用する、即ちそのプロカがこの證券を他の金錢取引者に引渡すことにより金を入手して來て彼にもたらず。そこには債權移轉の手續は必要でない。何故ならそれらは上述のプロカその他を媒介として人から人へ移轉し、持參人が常に主人と認められるからである△と述べてゐるが、その具體的な様態は今少し明確になし得ない。(Mareschal, ibid. p. 31) なお Savary も前掲書

に於て白地證書についてふれその禁止の理由を破産の場合の濫用に求めている。

註6 中世フランスに於ては所持人證券中特に選擇所持人式が行われたがローマ法理論に於てその實益を失つた結果、從來殆んど行われなかつた純粹所持人證券を以て之を補代しようとしたのである。

持參人證券についてのフランスの立法に於ては、その禁止と認容が交替に現われている。即ち一七世紀の初にその法的効果を失つたが更にそれが一六五〇年五月一六日にパリ最高法院により禁止せられた後、一六七三年の商事條例第一九條に於ては認められる事になり更に一七一六年六月の勅令により禁止せられたのである。この最後の場合は表面上の理由は高利の危険を伴うというのであるが眞の理由は John Law の意見に基いた國立銀行の發行する流通證券の實效を確保するためである。従つてこの組織が失敗に歸した後に直ちに一七二一年十一月一日にはその禁を解いているのである。このように十八世紀に至ると持參人證券は認容せられたが實際には殆んど用いられなかつたようである。その後一七七八年に Miromesnil により構成せられその議長であつた商事監督官の名を冠した la Commission Montaran に於ても持參人式爲替手形の使用は許すべからざる濫用をもたらしために商事に於て斥けられていると述べて居りその Miromesnil 草案も第四章第一條に於て持參人式爲替手形の使用を廢止すること、それを無効とするとしてゐる。このようにして一般にフランスの立法及實際は持參人式爲替手形に對して好意的ではなかつたと結論付け得るのである。

註7 爲替手形の起源自體については一應本稿の考察の外に置く。大隅教授前掲論文 p. 80. 平田博士前掲書 p. 276. 納富氏前掲書 p. 14 参照。

註8 Kuntze によれば手形制度は經濟的見地よりするならば、次の三の發展段階を持つ。即ち第一段階・イタリヤの類型として「兩替商の證券」Wechselpapier として交換的役割を果す一六五〇年までに段階、第二段階・フランスの類型として「商業證券」Handelspapier として賣買の支拂手段たるべき一八四八年までの段階、第三段階・ドイツの類型としての「信用用具」Kreditmedium としての機能を果し非商人にも用いられる「素人の制度」Vulgarinstitut となつた段階がそれである。(Kuntze, Wechselrecht, in Endemanns Handbuch Bd. 4 Abt. 2 S. 10 fg. 野津博士手形法變遷論 p. 37)

註9 これについては證券法理に於て、ドイツに於ては *Gewere* の法理或は權利外觀の法理 *Rechtschein* がその指導原理とせられているに對し、フランスに於てはローマ的な實質的、個別的法理が貫かれたことが擧げられる。(1) フランスに於ては爲替手形・約束手形・小切手・倉庫證券・船荷證券・株券等の各國の法規は存在するがドイツに於ける *Wertpapier* の概念——尤もそれはドイツに於ても立法的に採用せられたのは比較的新しく一八七一年の普通ドイツ商法典(舊商法典 *das Allgemeine Deutsche Handelsgesetzbuch* であるが——)の如き包括的概念が發達していないこと、即ち稍、之に類似すると考えられる商慣習上の *effets de Commerce* の概念と雖もこれを金錢を目的とする流通證券にのみ限定し商品えの權利を目的とする倉庫證券・船荷證券・歳入えの權利を與える株券・社債・公債を之より排除しようとする意圖が存する。即ちこれは資本はいかなる轉形をなそうと要する貨幣を中軸として順環する限りに於ては、手形自體をもその意味に於て無因的に把握しようとするドイツ理論と資本を商品形態・貨幣形態・利子附資本等の各個的形態に於て法的構成を異にしようとするフランス理論の對比と考えられるのである。(2) 更に又立法的に觀ても一六七三年の商事條例 *Ordonnance sur le commerce* 及び一八〇七年フランス商法典 *Code de Commerce* はもとより新統一手形法による一九三五年の新法に於ても第一一六條に於て特に資金に關する規定 (*Sec. II. De la provision*) を設けるが如く常に實質的關係えの顧慮を拂つていることも上述の考え方の一の現われである。之は獨法的な利得償還請求權と結果的に同じものであるが、手形それ自體について見るならば少くとも立法的に移轉作用を重視しようとする傾向と關聯をもつと考えられる。

註11 大隅教授前掲論文はしがき参照。

二

(1) 既にイタリヤに於て十六世紀の末頃發生したが特にフランスを媒介として始めてヨーロッパ手形法に傳播するを得たと考えられる『裏書』の制度がフランスに於て現われたのはほぼ第十七世紀の最初の三半期、より具體的には一六二〇—三〇年の頃であらうと考えられている。^{註12} 然しながら此の新來の制度は決して直ちにフランス全土

に普及したものではなかつたことは、例へば《endossement》という語自体について見ても、それが十七世紀の終りに於てさえ統一的な意味を得なかつたことから類推せられる。即ちCieiraは裏書制度を示す《d'ordre》にという言葉によつてふれているが直接には《endossement》という言葉を用いて居らず、《endossement》という語については他の箇所にてこの言葉を領收《quittance》の意味に於て用いているが如き、^{註13}或は一六七三年の l'ordonnance に於てもそれを原則的には近代的概念として所有權即ち證券の讓渡の意味に於て用いている^{註14}が、他面第五章第二三條の如く之を異り委任の意味に於て用いているが如き例が存するのである。

従つて立法的には一六六四年の國王宣言^{註15}に於て最初の法的承認を得、更に一六七三年の商事條例に於てより具體的な規定が設けられるに至つているにも拘らず、その實際的運用及びその法理に多くの論點が包藏されていたことは容易に想像し得られるのである。商事條例中裏書に關する規定としては次のものが基本的である。即ち、第二十三條 爲替手形の裏面の署名は、それが日附を有せず、且つ貨幣・商品その他の對價を支拂つた者の名稱の存しない時は、委任 (endossement) のみを意味し、指圖を意味しない。

第二十四條 前條の定むる形式により裏書せられた爲替手形は讓渡及び送達の必要なくして、指圖が宛てられたる名稱の者に屬する。

第二十五條 裏書が上述の形式に於て行われぬ場合は、手形に裏書した者に屬すると看做され、債權者により差押えられ債務者により相殺されることが出来る。

第二十六條 指圖を先日附とする事は禁ぜられ、偽造の罪に處せられる。^{註16}

(2) 一六七三年の商事條例以前に於ては、裏書は殆んど證券の裏面に單に署名することによりなされたのであるが、之に對し條例はこの慣習に對し二つの形式的嚴格性を與えた。即ち (1) 日附の現實性、(2) 被裏書人の署名及

び受領せる對價の表示、の二點である。

(イ) 先づ商事條例は第二十三條により日附を必要としたのであるが、その趣旨は起草者ともいへき Savary によれば裏書の濫用防止にあつた。^{註七}それは當時に於て特に破産の場合などに於て爲替手形が破産財團に包含され或は他の債權者との競合關係を避けるために、所持人がその指圖に破産に先立つ日附を附すことがあつたことを考慮に入れたので、従つてこの規定は、先日附を禁止それが偽造の罪に該當し、又民事的にもその指圖は無効であるとする第二十六條と對應してその眞意を明らかにし得るのである。

然しこのような制定法の明白な定めにも拘らず實業界の要求が、無日附裏書を單なる代理と考えることに對して反對している例が見出されない譯ではない。例えば一六七九年のレンヌ高等法院の事件に於ては、無日附裏書は所有權を讓渡しないと判決することにより條例の趣旨を再確認しているのであるが、同様の問題は更に一六七九年一月二十一日にツール裁判所の判決がパリ高等法院に上訴せられる事件に於ても採り上げられている。即ちこれが *Chicoisneux* 兄弟對 *Gillot* 事件である。その主要な係争點は對價受領を記入するが、無日附の裏書は所有を移轉するか或は單なる委任であるかに存したが、これについては高等法院は當時のパリの七人の商人によりなされた意見書にも拘らず *Savary* の意見に従ひ、一六八一年三月二十一日の判決により條例を嚴密に適用すべきことが決定せられたのである。この判決は當時非常に重要な意義を持つたのでパリの司法關係者の希望により廣く讀まれその審理が公開せられたといわれる。従つて後に一六八四年に同様の問題について *Savary* が諮問を受けた場合も、この *Gillot* の判決に立脚したのである。^{註八}

(ロ) 第二の點は被裏書人の記載の必要即ち白地裏書の禁止の問題である。之については證券讓渡の相手方を空白に残すという方式は既に述べたように白地證書にその先例を見出し得るのであり、それが爲替手形に利用せられ

たこの白地裏書《*les endossement en blanc*》に於てもそれが高利或は複利の手段として利用せられた事を考慮せねばならない。即ち《若干の商人・銀行家・兩替商は爲替手形により三月毎或は一年毎に更新するという方法を見出した。而してその高利を隠蔽する爲に、或は白地證書及び持參人證券によつて彼らがなすと同様の濫用をなす爲に上述の手形の裏面に白地式の署名を行つたのであり、時には何らの指圖なくして五或は六個の白地式の署名が存したのである》。之に對して Savary は激しい反對を示して居り、それは彼によれば特に次のような場合に「公共に對し非常に有害な惡弊」《*un abus très préjudiciable au public*》を與えた爲であるとせられる。即ち (1)破産の場合にその空白に第三者、特に有利に扱おうとする第三者を記入することにより手形の所持人は財産を分離することが出来ること、(2)死亡の場合に於て爲替手形が偶然その手にある者が容易に横領し得るといふのであり、立法趣旨も同様と考えてよいであらう。

然しながらこの白地裏書の慣習も無日附裏書と同じく法の禁止にも拘らず維持せられていたようである。パリ的高等法院に於ける *Jean de Sonning* 對 *Arrondeau* 未亡人の事件に於て参考人として召喚せられたパリの五人の商人は《爲替手形或は爲替證書の裏面に數個の署名がある時は、その前の部分は慣習により指圖と推定せられ、一番最後のものは受領を意味すると考えられる》と證言したのであるが、然し高等法院は一六八二年九月一日の判決に於ては *Sonning* の要請に基く *Savary* の見解に組みして之は單に保證にすぎないとしたのである。^註更に又一七〇二年のパリ高等法院の判決によれば後に補充した白地手形を無効としたけれども、二十一人の商人・銀行家等の参考意見によれば白地裏書の慣習が商人間に於て存したことが認められる。

このように白地裏書は全く禁止せらるべき運命に在つたにも拘らず依然として慣習として維持せられ、十八世紀中頃に至つて漸くそれが有効であるとの見解が見出されるに至つた。即ち一七四七年に於ては、不本意ながら

もこの牢固たる慣習に對して讓步せざるを得ないであろうとする見解が現われ始めた。その端的なる表現としてのツール高等法院の事件に關するダゲツソ^{註22}の書簡は、白地裏書がそれがなされた爲替手形の所有權を讓渡し得るものであるか否かについては明白に決定付けている譯ではなかつたが、然しその後の判例は總體として白地裏書の移轉的效力を認めるに至つたのである。^{註23}若干の判決は商事條例第二十三條の適用を商人と非商人とにより異にすること即ちそれを後者に限定することによつてなおその制限を維持しようとする試みが存したけれども、革命後は可成り多くの判例が何らの區別なく白地裏書に移轉的效力を付しているのである。然しながら立法的には、革命四年の葡萄月二十日の命令及その後の一八〇七年の商法典の一三八條に於て再び商事條例の規定が採用せられ、白地裏書の移轉的效力が認められたのは漸く一九二二年二月八日の新法に於てである。

註12 裏書がフランスに現われた時期については Mareschal, le Traité des changes et rechanges (1625) に於ては裏書の制度についてふれていないが後で Savary, *Partie LXXXII du 4 Septembre 1688* (p. 602) に於て「又はその指圖人」という言葉は爲替手形の本質的要素でないことは疑うべくもない。一六二〇年以前に於ては兩替商はその手形中に於て指圖文句を用いなかつた」と述べている。

尤も財産權的證券の裏面に署名するという慣習自體はフランスでは一六世紀頃に既に存在し特に代理權證書の裏書により複代理人を任命することに利用せられたのであるが、(大隅・前掲論文 p. 404; Brunner, *Französ. I. p.*, S. 86; Goldschmidt, S. 449. 但しこの意味での裏書は Brissau によれば十四世紀頃より存したと述べている。ibid. p. 537) ————は特に所有權の經續的移轉を可能ならしめる効果を伴うが如き裏書についてかくいい得ることが留意せらるべきである。

註13 Cleirac, *Usance du négoce*, 1659, p. 35.

これは Grünhut の手形裏書の前身を支拂請求の代理權に求めその委託に當つては代理證書 *Procuratorium* に代わるに受領書 *Quittung* を發行したとする説を想起せしめる。Grünhut, *Wechselrecht*. I, S. 91.

註14 商事條例第五章第一二條・第一三條・第一五條・第一六條・第一七條・第二四條及び第二五條は近代的意味に於て用いられていると言い得る。

このような錯雜は Savary. Parfait Négocant pp. 153 et 154 に於て見出される。更に一七世紀末に至つてもこのような混同が存した例としては一六九七年二月一五日の Arrêt Parlement de Paris が存する。Augard, Arrêts notables des différents tribunaux du royaume, 1756, tome I, p. 372.

註15 フランスに於ける裏書に關する最初の規定である國王宣言 (Déclaration) は白地署名を禁止する目的を有したものであるが、その日附は一六六四年五月九日 (大隅教授論文 p. 183) ・一六六四年一月九日 (平田博士前掲書 p. 305) ・一六五四年 (納富氏前掲書 p. 74) ・野津博士手形法變遷論 p. 45) 等現在に於ける我國の主要文獻についても記述を異にしてゐる。

註16 商事條例の條文については H. Levy-Bruhl, Histoire de la lettre de change en France aux XVIIe et XVIIIe siècles, 1933, p. 368 による。なおフランス商事條例自體については佐藤義雄「ルキ十四世の商事條例」(同志社論叢第五十號) 参照。

註17 -Parère XVI (p. 117) の日附はなが一六八二年とせられてゐる。

註18 Parère LVI, du 8 février 1684. 同様の意見は Scaccia に於ても述べられてゐる。

註19 Parfait Négocant, t. I, p. 153

註20 Parère XXXVII. p. 287. 同様な意見として Parère LXXXIX, du juin 1682 (p. 582)

註21 Le Praticien des jugesconsuls, Paris 1742, p. 111.

註22 これは一十四十年の Toulouse の Parlement の事件に於て檢事總長 (Le procureur general) の諮問に對して Daguesseau の回答せる書簡であるがこの中で彼は次の如く述べてゐる。即ち公貴方が七月十九日の書翰により白地裏書の慣習特に Le Doux 氏の事件に關してなされた御問合せについては、貴方が商事に精通せられてゐる人々、特に手形を使用している人々の意見を参考になさることという以上によい返答は出来ません。そこでは問題は申し分なく明白且つ公正に取扱われています。然し私はその意見が如何に強いものであるかとそれに満足すべきであるとは考えずそれを商事局の bureau du commerce を構成し此の種の事件を取扱つてゐる委員諸君に通知しましたが、彼らも商人の意見と同一でした。

フランスに於ける手形裏書の成立と推移

(五六三)

四九

従つてツールーの高等法院はその判決に於て、こゝに設定せられた諸原則に従う以上の良い方法はないでせう。即ち高等法院の判決を延期せしめてゐる濫用の不安は、到底持参人證券及び爲替手形の白地裏書より生ずる商業上の利益及び便宜に關する非常な有用性とつり合うべきものではないのであります。之は資本流通の迅速性の思想的表現としての商人意見がアンシャン・レジームの法構造に浸透して行く局面の一として興味を引くものがある。Merlin, op. Cit., p. 268.

註23 例えば一七七七年二月四日のパリ高等法院判例・一七八四年のフランドルの高等法院の判例の如し。たゞ一七七七年七月一九日の *Arrêt* 最高法院の判例は之と異なるが之についても註釋者が特にこの判決は必ずすべての商業市場に行われている慣習或は普通法に反する旨を附記してゐる。

(ハ) 裏書についての右の如き主要なる問題の外に左の如き若干の問題がそれに伴うて考察されねばならない。

(1) 裏書制度が認められた場合に於ても、その指圖は一回に限られるのが各國の例であつたが、ひとりフランスに於ては早くより連続的裏書が認められたのであり既に十七世紀の初期にその例が見出されてゐるのである。たゞリオン市に於ては若干の禁止が存するが、これはいはゞ特殊な例外と考へられる。然しながらその爲には所謂裏書の連続が要件であり中間に領收が存するが如き場合にはこれを認めない判例が一七四九年に存在する。

(2) 自己指圖手形が合法であるか即ち振出人が裏書人たり得るか否かについては次のような推移を辿つてゐる。

(i) Savary は一六八九年の意見として Asselin なる者が Poustoire なる者に對して彼自身か又は彼の指圖によつて二〇〇〇リーブル支拂れ度とした手形について、それは實體も形式も備えていないから、爲替手形でなく、それは單なる支拂命令書又は委託に外ならないと述べてゐる。

(ii) 之に對して十八世紀に至るや Rogne は自己指圖手形を認めて居り、人々はまたかくの如くして手形を振出し得る。即ち「私の指圖により御支拂相成度」(Payez à mon ordre) 何故なら手形の裏面に振出人がなした指圖によつて商事條例が要件としてゐる第三者は存在するのであり且つ人はサバレーの反對意見にもはや従

つていない」と述べている。^{註29}

(iii) 高等法院の判例は右のような法理論の變化にも拘らず甚だ厳格な態度を持している。例えば一七五一年八月廿三日・一七五二年八月十九日・一七五三年二月廿日・一七五四年六月廿一日・一七五五年十二月・一七五六年九月七日・一七五八年一月廿日及び十月八日・一七五九年五月一八日・六月一三日・八月七日・十月五日及び十月廿六日の判例は、手形の振出に於て異つた手形當事者三名を明示せしめるという原則を保持している。尤も之については商事裁判所は反對の見解であつたので、そのことはこれらの判決の一部は領事裁判所の判決を棄却したものであつたことからも推知し得るのである。^{註30}

(iv) この問題が解決せられたのは *Espagnac* 神父對 *Le Jay* 及び *Marin de Rameinwillers* 事件である。然しながらこの事件に於ても最初は *Le Jay* が過去の判例に於ける法理論を反駁する爲に非常な努力を拂い且つパリの六人の商人の意見も従來の判決を改むべきことを主張したにも拘らず、一七六〇年九月三日の高等法院は *Le Jay* を持參人とする證券は指名せられた三人格が存しないからそれに爲替手形としての効果を付與することが出来ないと判決した。ところが高等法院のこの判決は翌年六月二日に *Conseil du Roi* により破毀せられ商人の實際的意見が法的効果をもつに到つたのである。^{註31} 一八〇七年のフランス商法典第一一〇條の規定はこの理論が成文化せられたものである。

(5) 裏書可能の時期については次の二點が問題となる。即ち

(i) 濫用の危険ある時期に裏書をなし得るか否かについては、一七世紀の商慣習は *Gillot* の判決が默示的に示す如く消極に解しているのであるが、一八世紀に於ては手形流通の便宜のために之に反して破産の間際まで可能であるとしている。^{註32} 之は禁止期間を破産前十日と定める一七〇二年一月一八日の國王宣言と矛盾しているよ

うであるが、一七八一年三月卅日の Charlier 事件に關する商事委員會の決定は積極に解しているのである。

(ii) 満期後の爲替手形は裏書し得るか否かの問題については、Savary は一六八八年の意見として、満期後六ヶ月経過した手形について、持參人はその時に商事條例で定められた期間内に拒絶證書を作ることが不可能であるからその指圖は無効であると述べている。^{註23}

(=) 場所的條件は裏書に於ては何ら問題を生じなかつた。即ち振出人と支拂人との間に存する隔地の條件は裏書人と被裏書人との間では要求せられなかつたのである。これは振出の場合と均衡を失しているが當時はこの點は看過せられている。

(5) 裏書についての最後の條件は原因關係即ち資金關係の問題である。この點については商事條例は振出の場合については爲替手形には要件として、その内容がそれに對して、支拂わるべき者(受取人)の名稱・支拂の時期・對價を與えた者及び對價が金錢・商品その他の對價の何れによりなされたかの表示を包含せねばならぬ(第一條)として對價の表示が明確に爲替手形の形式的要件として示されているのに對し、裏書については爲替手形の裏書署名は、もし日附及び商人と否とを問はず對價を支拂つた者の名稱が存しない時には、單なる委任のみを意味し指圖を意味しない(第二三條)と定められているにすぎないのであるから、裏書の場合には一見被裏書人の表示さえあれば充分であるかに考えられるが、然しこの場合にも對價自身の表示が必要であると考へられたようである。^{註24}

註24 Schaps, Wechselindossament, pp. 106, 108.

註25 例えば既述の白地證書についてそれが十乃至十二人を手をくづつた例が存する。Savary, Paréte XXXVII p. 271.

註26 この一六七八年三月一四日のリヨンの達示 (ordonnance de Messieurs de la Conservation de la ville de Lyon) は

外國から來る手形についての規定である。その内容については平田博士前掲書 p. 317 参照。然しながらこの條例も同年十二月十二日の新條例により廢止せられている。

註 27 一七四九年九月四日高等法院判例。Denisart, *ibid.* p. 538.

註 28 Savary, *Parère CV du 23 mai 1689*, p. 730 同の見解は *Parère XX du 8 novembre 1680*, p. 166. 及び *Parfait N'gociant*, p. 242. にも存する。

註 29 Rogue, *Jurisprudence consulaire*, t. II, p. 307.

註 30 これらの一七五〇年乃至一七六〇年に於ける判例については Denisart, *ibid.* p. 124.

註 31 この自己指圖手形が次第に支持せられる過程については一七七八年五月十二日の Villepinte 侯爵事件について商務院意見 *Avis des D'putés du Commerce*・革命十一年の收獲月十日の破毀院判決・更に商法典編纂前夜の *Comission Mironesnil* の意見等が考慮せらるべきであるが、ここには詳細を避ける。

註 32 Pothier, no 81. 及び Merlin, *Répertoire* も同の見解を示している。

註 33 *Parère LXXV du 5 août 1688*, p. 566.

註 34 例えば Savary は *Parère XVI p. 126* の中で今爲替手形の裏面になされた指圖は略記される事を得ない。それは眞正且つ有效であること、換言すれば指圖を與えた者により對價が金錢商品その他の何れの形かで受取られているにせよその有效なる對價を表示することが必要である」と述べている。なお一般に資金關係を重視することがフランス手形法の一の特色をなしていることは既にふれた所である。

三

右に述べたような裏書の効果については、先づそのなされた裏書が形式的要件を備えているか否かにより區別されねばならぬ。

(1) 日附・對價の表示・受取人・對價の付與者等の形式的要件を缺く裏書については、單に代理的效果しか生

しないことは既に述べた所である。ところがこゝに斯かる裏書を受けた者は彼自身の指圖により新たに被裏書人に對して爲替手形の所有を付與し得るか否かが問題とせられているが、この問題の解決は要するに裏書の法的性質を如何に觀るかに懸つてゐる。

(イ) 裏書を以て特殊な方式による債權讓渡とし、従つて又讓受人たる持參人は讓渡人以上の權利を保有し得ないと觀る限りに於ては、最初の被裏書人は爲替手形の總額の支拂を受くべき代理人であるから持參人も亦第二の裏書人の新たなる受任者に外ならないと考えられる。之がサバレーにより一六八二年一月二〇日の *Parère XVI* に於て述べられた趣旨である。この理論は引續き十八世紀に於ても *Pottier* 註により承繼せられて居り、一七五五年九月四日の判例も同様の趣旨を示している。

(ロ) 然るに十九世紀初期に至るや右の理論は轉回するに至つた。即ち商法典公布と同年の一八〇七年 *Le Cour de Cassation* は、讓渡はそれ自體讓渡人の權利以上のものを讓渡する事を得ないが、裏書は持參人に固有の權利 (*droit propre*) を付與する新しい契約であるとするにより反對の趣旨の判決を下しているのである。

(2) 裏書が合法的である場合については、その効果は被裏書人と裏書人との二つの側面より考察されねばならぬ。

(i) 被裏書人は裏書そのものにより二つの資格を得る。先づ第一に被裏書人は裏書人たる前者との間に存する手形契約によつて、即ち裏書に表示せられた對價を提供するという被裏書人の債務の履行を伴う爲替契約によつて、裏書人の債務者となると考えられている。これは *Pottier* の述べる如く、裏書人が振出人の役割を占め被裏書人が受取人の役割を占める新たなる手形が振出されると同様に考えられるのである。従つて契約の相手方が満期にその記載金額の給付を行わぬ場合には自己の權利として苛酷な手段を採ることも許されるのである。

更に第二の點は被裏書人の支拂人に對する關係であるが、これは、振出人が支拂人に對して有する債權が先づ最初の對價授與者えと移轉し而して裏書により更に被裏書人えと移轉するものであるとし債權者としての地位を占めるものと考えられているようである。^{註36}

右のような二方面よりする被裏書人の地位の複合性のうち第二の點についての法理は次のような問題點を含んでいる。即ち(1)被裏書人はこの債權者たる地位を爲替手形の引受の時且つ引受によつてのみ得るのであるから、裏書人が支拂人に對して有して有していたすべての權利をその指圖によつて被裏書人に移轉したというを得ないという疑問が生ずる。(2)更に商事條例自體が規定する如く通達なくしてその移轉の効果が生ずるのであるから、パリ慣習法によれば債務者えの移轉の通知を必要とした通常の債權讓渡と異ることが留意せられねばならぬ。(3)更により重要性を帯びる問題としてこの債權讓渡については通常適用せられるべき *nemo plus iuris in alium transferre potest, quam ipse habet* の原則が適用せられ得るのであるか、即ち支配人は彼が振出人に對して主張し得る人的抗辯を持參人に對してなし得るのであるかの問題が存する。

之らの最後の點についてはたゞ *La Serra* の見解が存するにすぎないが之とても明確なものではない。即ち彼は或る點に於て支拂人は振出人より爲替手形を支拂わない事についての指圖を受取り得るか否かについて例外的事由による抗辯不能の原則を明瞭に述べている。従つて第三者たる持參人の權利は無條件に與えられるものと考えられるのである。たゞその爲替手形が指圖文句を持たない場合に於てはこの持參人は通常の債權の讓受人と考えられる。^{註37} 然るに *La Serra* は別の箇所には於ては支拂人は持參人に對して相殺及び差押を以て對抗し得ることを述べて居りその論據を爲替手形の振出を受けた者は引受迄は正當な所有者であり而して彼は彼が持つていたより以上のものを付與することが出来ないという原則に求めているのである。^{註38}

所が十八世紀に於ては持参人の地位が固定し持参人は次第に振出人に對して獨立の地位を占めるに至つた。即ち *Jousse* は爲替證書 *billet de change* について「持参人式或は指圖式の證書に於ては持参人は債務者が讓渡人の代りに彼に抗辯する事をもはや恐れることはない。何故なら持参人は何人であろうと恰も當初より彼のために同意せられたかの如く眞の所有者であるから。然しながら指名された特定人へのみ支拂わらるべき證書に於ては讓受人はたゞその特定人と同様の権利のみを持つのである」と述べている。この指圖證券についての抗辯制限の原則は單に商事條例第五章第三十條の爲替證書について述べられたのであり、特に爲替手形について述べられたのではない。然しながらこの法理については *Jousse* は特にそれが爲替證書に限定せらるべき理由を述べていないのであつてその意味では爲替手形についても抗辯制限の法理が承認せらるべき時期に在つたといひ得る。

次に裏書人の地位についても支拂人との關係及び被裏書人との間の關係についての二方面より考察され得る。支拂人に對する關係については、爲替手形の受取人たる地位は正規の裏書によつて完全に消滅し、商事條例の表現を假りるならば（第五章第二十五條）爲替手形はもはや債權者により差押えられることも、債務者により相殺されることもない。このような效果については十七・八世紀を通じて異論なく學說判例の支持するところである。

次に裏書人の被裏書人に對する關係については、裏書人がその指圖をなした後にその指圖を取消し得るか否かが問題となつている。これはサブレに對し再三提示されているが、何れも彼は消極的に解しているのである。その一として一六七九年二月十七日の意見書に於ては、社員が特定債務の履行としてその債務者に所有權を付與することを目的として會社の爲替手形になされた指圖の對價の表示を變更し得るか否かの問題について、サブレは公人は指圖が一たび爲替手形の裏面になされた瞬間よりその指圖は取消すことを得ない。それはその指圖人に

對する金錢の授與という對價に基くと或は被指圖人が指圖人の債權者であることに基くとを問はず、その指圖が署名せられた瞬間に於てその被指圖人は手形の奪うべからざる主となるのである。従つてもし人が他人に與えた指圖の文言を變更しようと思ふならば、その被裏書人によりそのことがなされることを必要とするのである」と述べている。^{註39}然しながらこの無因證券化えの意圖を持つ見解は十八世紀の經過に於て再び後退しているかを受けらる。例えば Rogne は「若し人が誤つて指圖を與え、その被指圖人がその錯誤により利益を受ける爲にその還附 rétro cession を拒絶する場合、彼は錯誤を表示してその錯誤によりなされた指圖を取消することが出来る」と述べらる。^{註40}

右に述べた如く被裏書人が裏書人に與えた對價によつて裏書人の爲替手形の金額に關するすべての權利は奪われるがその事はその取引に關して裏書人の責任を全く免除する事を意味しない。即ち裏書人の被裏書人に對する地位については一面に於て裏書人により裏書人はその共同契約者 (co-contractant) たる被裏書人に對して爲替手形の總額を支拂人に請求することの委任を與えると共に他面に於てその證券に對する署名によつてその後者が引受或は支拂人による支拂を得なかつた場合に被裏書人に對し責任を負うのである。この擔保責任の根據は或は持參人が支拂を受け得ない場合ローマ法に於ける *mandati contraria* 訴訟に類似した遡及を行う委任契約の結果として、或は又爲替契約に包含せられる販賣に於ける商品の瑕疵擔保により理論付けられる。然し何れにしても裏書人が被裏書人及び繼承的持參人に對して振出人と同様の責任を持ち、且つ支拂人の存在及び支拂能力について擔保する事は疑いのない所であつた。この擔保は原則として一定の期間に於てのみ行われ且つ一定の形式に從つて行われることを必要とし、期間經過後は持參人は失權する。然しながらこの點については商事條例第一六條はその例外として期間經過後に於ても裏書人は支拂人が滿期に於て資金を有したことの立證をなし得ない場合は

拂出人と同様擔保の責任に任すべきことを定めているのである。この規定が裏書を以て若干の點に於て新たなる爲替手形の振出とし従つて裏書人は當然に振出人と同じく支拂人の手許に資金を準備すべき義務を負うとの理論に基くことはいふ迄もない。

以上に於てアンシャン・レジームに於ける手形裏書の推移について概観したのであるが、裏書の効果特に擔保責任については更に補足すべき部分を多分に残している。然しこの點については機會を新たにして更に検討したいと思ふ。

註35 Pothier, Change, no. 41.

註36 *ibid.*, no. 79.

註37 La Serra, Ch. V, no 23.

註38 *ibid.*, Ch. VII. no 22.

註39 Parère II, du 17 février 1679.

註40 Rogue, Turisprudence consulaire, p. 347.

註41 拒絶證書については商事條例第六條乃至第十條、遡及期間について第十三條に細別的に規定せられるが二週間を基準とする。